

こんにちは。

今回も人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えします。

## 【目次】

1. 働き方改革関連法案が成立しました
2. 仕事休もつ化計画と有給休暇取得の義務化
3. 職場での熱中症予防について

■社会保険労務士山口事務所: <http://www.ys-office.co.jp/>

---

---

### 1. 働き方改革関連法案が成立しました

---

6 月 29 日、働き方改革関連法案が正式に国会で成立しました。来年の 4 月より順次施行となります。今回の法案は様々な労働関係法令の改正等がありますが、ここでは、多くの企業に影響のある改正事項を説明します。

1. 時間外労働の上限規制(施行日:2019 年 4 月 1 日※中小企業は 2020 年 4 月 1 日)

#### (1)【原則】

時間外労働の上限を「1 ヶ月 45 時間、1 年間 360 時間」とすること

※「1 年単位の変形労働時間制」を適用している企業については「1 ヶ月 42 時間、1 年間 320 時間」

#### (2)【例外】

「特別条項」を適用する場合でも、以下の限度時間を設けること

- ① 1 ヶ月における時間外労働及び休日労働できる時間を「100 時間未満」とすること
- ② 2 ヶ月ないし 6 ヶ月のそれぞれの期間における時間外労働及び休日労働の 1 ヶ月当たりの平均時間を「80 時間以内」とすること
- ③ 1 年について「時間外労働」できる時間を「720 時間以内」とすること
- ④ 上記(1)の「1 ヶ月 45 時間」を超えることができる月数を「年 6 回」までとすること

今までは 36 協定に特別条項を適用すれば、何時間でも時間外労働の限度時間を設定できましたが、来年度以降は上記の【例外】の限度時間規制が罰則付きで入ります。

2. 一定日数の年次有給休暇の確実な取得(施行日:2019 年 4 月 1 日)

来年度から、年次有給休暇の一定日数の付与の義務化が始まります。具体的には、10 日以上年次有給休暇が付与される従業員に対して、付与された日(基準日)から

1年以内に、労働者ごとに「5日」について毎年時季を指定して付与する必要があります(=取得させることが義務になります)。ただし、従業員から時季の指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については、上記の5日から控除することができます。

3.パートタイム・有期雇用労働法の施行(施行日:2020年4月1日※中小企業は2021年4月1日)

今までは、「パートタイム労働法」という法律で、短時間労働者(1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者)と正社員の差別的取扱い等を禁止していましたが、今回の法改正により、新たに「有期雇用労働者」が追加されることになりました。この改正の主なポイントは以下のとおりです。

(1) 現行のパートタイム労働法8条(正社員との不合理な待遇格差の禁止)について、禁止の対象に「有期雇用労働者」も追加するとともに、基本給や賞与等「個々の待遇」ごとにそれらの性質や目的に照らして不合理か否かが判断されること

(2) 短時間労働者だけでなく、有期雇用労働者についても、職務内容や配置の変更の範囲が同じである場合、均等待遇(正社員と同じ待遇)をしなければならないこと

(3) 短時間労働者だけでなく、有期雇用労働者についても、正社員との待遇差の内容や理由を求められたら、その内容や理由について説明をしなければならないこと

全体をみると、2.の年休付与の義務化が企業規模に関係なく来年度から施行されますので、いつどのように付与するのか等時季の検討をしておくとい良いでしょう。また、1.については長時間労働是正のための対策を、3.については各企業の賃金制度に関して、正社員との業務や責任の違いを明確にし、給与もそれに応じた設定をしていくことが必要になります。いずれも早めの整備・対策を行っていきましょう。

#### 【働き方改革関連法の概要】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

(岩瀬)

---

## 2. 仕事休もつ化計画と有給休暇取得の義務化

---

企業が夏季休暇に入る時期を前に、厚生労働省が「仕事休もつ化計画」を推奨しています。

夏季休暇に有給休暇をプラスして大型連休を取得しましょうというキャンペーンです。

夏の暑い時期に大型連休でリフレッシュ出来れば、その後の仕事もモチベーション高く取り組むことが出来そうです。

また今回のメルマガでもお伝えしておりますとおり、この度成立した働き方改革関連法で2019年4月以降、年10日以上の有給休暇が付与される労働者に対して年5日の有給休暇を取得させることが義務化されました。

今後は年次有給休暇の計画的付与や業務のチーム制など、有給休暇を取得しやすい社内制度や職場環境作りを検討する必要がありますね。

(参考)

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/sokushin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/sokushin/index.html)

(望月)

---

### 3. 職場での熱中症予防について

---

平成29年度の職場での熱中症による死傷者は544人、うち死亡者は14人となり、平成28年度の死傷者462人、うち死亡者12人を上回りました。業種では建設業、製造業の割合が多いですが、熱中症は業種や屋内外を問わず発生する可能性があります。

また、会社は労働契約法にも規定されているとおり、労働者を危険から保護するよう配慮すべき義務(安全配慮義務)を負っているため、職場で熱中症による死傷者が出た場合、損害賠償請求のリスクが発生します。

熱中症の予防対策としては、日頃の食事や睡眠、こまめな水分補給が重要ですが、熱中症予防を目的とし、気温、湿度、輻射熱等を元に計算された「暑さ指数(WBGT)」も参考になります。

暑さ指数は測定器で測るほか、下記サイトで大まかな地域での指数を確認することもできます。

暑さ指数が28℃を超えると熱中症患者が著しく増加する傾向がありますので、数値も参考にしながら作業環境に注意するようにしましょう。

平成29年「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000208979.html>

熱中症予防情報サイト

<http://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>

(佐藤)

---

7月25日(水)労政時報セミナー

「人事労務トラブル回避の就業規則・総点検」

[https://www.rosei.jp/seminar/detail.php?item\\_no=6797](https://www.rosei.jp/seminar/detail.php?item_no=6797)

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで

社会保険労務士山口事務所

執筆: 望月孝次、佐藤貴之、岩瀬孝嗣

〒150-0002

東京都渋谷区渋谷 3-15-4 渋谷 Monostep ビル 5 階

TEL: 03-6427-1191 FAX: 03-6427-1192

Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>

Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>

---